

大和市移動支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第21号

### 大和市移動支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市移動支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第13条第6号中「その他これに準じる証明を都道府県知事から受けている」を「又はこれに相当するものとして市長が認める研修の課程を修了した」に改め、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱（平成18年12月11日施行）第2条に規定するいずれかの研修課程を修了した者

第13条第5号中「準じる研修」を「相当するものとして市長が認める研修の課程」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 重度訪問介護従業者養成研修の基礎課程又はこれに相当するものとして市長が認める研修の課程を修了した者

(9) 行動援護従業者養成研修又はこれに相当するものとして市長が認める研修の課程を修了した者

第13条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 居宅介護職員初任者研修を修了した者

(6) 居宅介護職員実務者研修を修了した者

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。